

岩県民 第119号
令和2年4月13日

岩手県政策地域部長
(学事振興課私学振興担当) 殿
岩手県教育委員会教育長

岩手県警察本部長

「いのちの尊さ、大切さ教室」の開催及び「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクールの募集への協力について（依頼）

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本県警察本部では、貴職及び（公社）いわて被害者支援センターとの共催により、「いのちの尊さ、大切さ教室」（以下「教室」という。）を開催しているところですが、犯罪被害の実態や生命の大切さについて、更なる周知を図りたいと考えております。あわせて、警察庁主催で、令和2年度「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール（以下「コンクール」という。）が行われますので、より多くの作品を募集したいと考えております。

業務御多忙のところ誠に恐縮ですが、貴職の御協力を賜りますとともに、県内の教育事務所、各学校等へ御周知いただきますよう御依頼申し上げます。

記

1 依頼事項

教室の開催及びコンクールの募集の働き掛けにつきまして、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

2 教室実施要領

別添1 「いのちの尊さ、大切さ教室」実施要領のとおり。

3 コンクール実施概要

（1）応募資格

「命の大切さを学ぶ教室」を受講し、若しくは、多様な機会（身近に経験したり見聞きした事件・事故、又は非行防止教室の受講等）に大切な命を守ることについて考えるなどした全国の中学生又は高校生。（原則として、学校に現在も在学する生徒とする。）

（2）応募締切

6月15日（月）

今年度は、コンクールの応募締切までの期間が短くなっていますが、これに関わらず、教室の周知方をお願い申し上げます。

※ 詳細は別添2 「令和2年度「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール実施概要」のとおり。

4 添付資料



- ・別添1 「いのちの尊さ、大切さ教室」実施要領
- ・別添2 「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール実施要領・チラシ

【この係】

岩手県警察本部県民課被害者支援室

佐々木、佐藤(敦)、大友、佐藤(共)

電話 019-653-0110 内線2202~2204

「いのちの尊さ、大切さ教室」実施要領

1 「いのちの尊さ、大切さ教室」とは

本教室は、犯罪被害者やそのご家族等から自らの体験をご講演していただくことにより、犯罪被害の理不尽さ、犯罪被害者等の置かれる状況、被害に遭うことによる周囲の反応を直接的に知ることで、犯罪被害の実態や生命の大切さについての理解を深め、地域社会において犯罪被害者等を支える気運を醸成するとともに、犯罪を犯してはならないという規範意識の向上と犯罪を許さない社会の構築を図り、被害者も加害者も出さない安全で安心な街づくりを目的として実施しております。

2 開催期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間

3 実施主体（共催）

岩手県警察本部、岩手県、岩手県教育委員会

及び（公社）いわて被害者支援センター

4 開催概要

(1) 犯罪被害者遺族等による講演

・ 大崎礼子氏（交通事故被害者遺族）

平成12年11月、二戸市内において、飲酒運転の軽トラックが集団登校中の小学生の列に突っ込み、児童2人が死亡し、6人が重軽傷を負う交通事故が発生。講師は、この事故により長女（当時7歳）を亡くされました。以後、講師は、仕事の傍ら飲酒運転の撲滅と命の重さを伝えるための講演活動に尽力されております。

・ 吉田勝彌氏（傷害致死事件被害者遺族）

平成14年10月、長男（当時32歳）が友人の結婚披露宴に出席するため県外を訪れていたところ、喧嘩に巻き込まれ、埠頭の岸壁から海中に蹴落とされて亡くされました。以後、講師は、被害者も加害者も生まない社会を実現するため、各地で講演活動に尽力されております。

・ 警察本部県民課被害者支援室員

犯罪被害者やその家族が置かれている現状、周囲の理解等についてお話しします。

(2) アンケート調査

教室を受講後、命に対する考え方や感想等について、受講者に簡単なアンケートをお願いしております。アンケートは警察本部においてとりまとめ、後日、開催校に送付しております（一般団体には結果を送付しておりません）。

(3) 「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクールへの作品応募

警察庁において、「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクールを実施しております。応募資格は、本教室を受講し、若しくは、多様な機会（身近に経験したり見聞きした事件・事故、又は非行防止教室の受講等）に大切な命を守ることについて考えるなどした全国の中学生又は高校生（原則として、学校に現在も在学する生徒とする。）としておりますので、同コンクールへの応募についてもご協力をお願いします。

なお、同コンクールは、例年、内閣府や文部科学省等が後援しております。

5 申込み・問合せ先

申込み等につきましては、岩手県警察本部県民課被害者支援室（代表019-653-0110）又は各警察署警務課までご連絡をお願いします。

※ 開催日時については、講師と日程調整してから決定することとなります。



令和2年度「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール実施概要

1 応募

(1) 応募区分

- ア 中学生の部
- イ 高校生の部

(2) 応募資格

「命の大切さを学ぶ教室」を受講し、若しくは、多様な機会（身近に経験したり見聞きした事件・事故、又は非行防止教室の受講等）に大切な命を守ることについて考えるなどした全国の中学生又は高校生。（原則として、学校に現在も在学する生徒とする。）

(3) 応募作品

事件や事故等の犯罪被害について、「命の大切さを学ぶ教室」を受講し、又は報道等により知り得たことなどを踏まえ、大切な命を守り、被害者も加害者も出さない社会を実現することに関して、自分の考え方や意見等を表現した作品とする。

(4) 応募規定

ア 形式

(ア) 1枚目の1行目に題名、2行目に学校名、3行目に学年、氏名（フリガナ）を明記したものとする。

なお、作品には、内容にふさわしい題名を必ずつけること。

(イ) 中学生の部は、1,200字（400字詰め原稿用紙3枚）程度とする。

高校生の部は、1,600字（400字詰め原稿用紙4枚）程度とする。

(ウ) 原稿用紙、罫線紙の別、縦書き、横書きなどの様式は問わないものとする。

なお、手書きに限らず、パソコンでの作成も可とするが、その場合は、1枚当たり縦書き又は横書き20字×20行で作成するものとする。

(エ) 自作、未発表の作品に限るものとする。

イ 応募作品の取扱い

(ア) 応募作品は一切返却しないものとする。

(イ) 応募作品の一切の権利は、警察庁に帰属するものとする。

(ウ) 応募者の個人情報は、本コンクールの運営に必要な範囲で利用するほか、応募者の同意なく、他の目的に利用することはしないものとする。また、警察庁が本業務を委託する業者を除き、応募者の同意なく、第三者に開示することはしないものとする。

(5) 応募方法

ア 学ぶ教室等受講者

学ぶ教室及び非行防止教室等の受講者による応募は、原則として、在学する学校に対して作品を提出し、同校を経て所在地を管轄する警察本部又は警察署宛てに郵送等で行うものとする。

なお、学校から応募作品を收受する際は、学校と連絡を密にし、スクールサポーター及び警察官の学校訪問時等あらゆる警察活動を有効に活用すること。

イ その他の者

学ぶ教室等受講者以外のその他の者による応募は、前記ア記載の応募方法によるほか、在学する学校所在地を管轄する警察本部又は警察署宛てに直接作品を郵送等で行うものとする。

(6) 応募締切日

令和2年6月15日（月）

2 受賞作品の表彰

(1) 表彰予定

ア 国務大臣・国家公安委員会委員長賞（各部門1名）

イ 文部科学大臣賞（各部門1名）

ウ 警察庁長官賞（各部門3名）

エ 審査委員奨励賞（審査委員会において必要と認めた数）

オ 警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）賞（各部門5名程度）

カ 警察庁犯罪被害者支援室長賞（各部門50名程度）

キ その他警察庁及び審査委員会等が必要と認めた賞

(2) 表彰式日時・場所

別途通知する。

なお、表彰式については、11月25日から12月1日の「犯罪被害者週間」に合わせて東京都内において開催される「中央イベント」において実施する予定である。

(3) 表彰の伝達

各賞のうち、警察庁において必要と認めた賞の受賞者及びその付添者1名を表彰式に招待し、受賞者について表彰を行うものとする。

なお、その他の受賞者については、該当する警察本部宛てに表彰状を別途送付するので、適宜の方法により伝達すること。

4 受賞作品の公表等

受賞者の氏名、学校名、学年、作品等について、新聞、広報誌、作品集等の印刷物やホームページ等で公表するため、警察庁から2(2)の審査結果の通知を受けた警察本部犯罪被害者支援担当者等は、受賞者及びその保護者等に対し、氏名等の公表に係る確認を行うものとする。

5 主催

警察庁

6 後援

内閣府、文部科学省、公益社団法人全国被害者支援ネットワーク及び公益財団法人犯罪被害救援基金

令和2年度 「大切な命を守る」 全国中学・高校生作文コンクール

作品募集中！



大切な命を守ること
について考えよう。

犯罪被害者等支援
シンボルマーク

社会全体で被害者を支え、
被害者も加害者も出さない社会
を目指そう。

【作品テーマ】

事件や事故等の犯罪被害について、「命の大切さを学ぶ教室」を受講し、又は報道等により知り得たことなどを踏まえ、大切な命を守り、被害者も加害者も出さない社会を実現することに関して、自分の考え方や意見等を表現した作品とします。

【応募締切】

令和2年6月15日（月）

※ 応募方法等の詳しいことは裏面をご覧ください。

【応募区分】

- ・ 中学生の部
- ・ 高校生の部

【応募資格】

「命の大切さを学ぶ教室」を受講し、若しくは、多様な機会（身近に経験したり見聞きした事件・事故、又は非行防止教室の受講等）に大切な命を守ることについて考えるなどした全国の中学生又は高校生（原則として、学校に現在も在学する生徒）

【応募規程】

中学生の部・・・・・・1,200字程度

高校生の部・・・・・・1,600字程度

- ・ 原稿用紙、罫線紙の別、縦書き、横書きなどの様式は問いません。
- ・ パソコンで作成する場合は、1枚当たり縦書き又は横書き20字×20行で作成してください。
- ・ 応募作品には、題名、学校名、学年、氏名（フリガナ）を記載してください。
- ・ 作品には、内容にふさわしい題名を必ずつけてください。
- ・ 自作未発表の作品に限ります。

【賞（予定）】

| | | |
|-------------------------|------------------|------------|
| 国務大臣国家公安委員会委員長賞 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | (各部門1名) |
| 文部科学大臣賞 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | (各部門1名) |
| 警察庁長官賞 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | (各部門3名) |
| 審査委員奨励賞 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | (各部門若干名) |
| 警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）賞 | ・・・・・・・・ | (各部門5名程度) |
| 警察庁犯罪被害者支援室長賞 | ・・・・・・・・・・・・ | (各部門50名程度) |
| その他警察庁及び審査委員会等が必要と認めた賞 | | |

【表彰式】

1月25日から12月1日の「犯罪被害者週間」に合わせて東京都内において開催する「中央イベント」において表彰式を行う予定です。

【応募方法】

- ・ 「命の大切さを学ぶ教室」などの教室受講者は、学校に作品を提出してください。
- ・ 上記以外の作品については、学校への提出若しくは、学校所在地を管轄する警察本部又は警察署に郵送等で提出してください。

- 応募作品の一切の権利は警察庁に属します。
- 作品は返却しません。
- 受賞作品、受賞者の氏名、学校名、学年などについて、新聞、広報誌、作品集などの印刷物やホームページなどで公表します。
- 応募者の個人情報は、本コンクールの運営に必要な範囲で利用します。応募者の同意なく、他の目的に利用することはありません。また、警察庁が本業務を委託する業者を除き、応募者の同意なく、第三者に開示することはいたしません。

[主催] 警察庁

[後援] 内閣府 文部科学省 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク

[お問い合わせ先]

- ・ お住まいの地域を管轄する都道府県警察本部の犯罪被害者支援担当
- ・ 警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室